

中 鯨 城 会 会 則

- 第1条 本会は、中鯨城会と称する。
- 第2条 本会は、名古屋市中区に居住する名古屋市高年大学鯨城学園の卒業生を以って構成する。
- 第3条 本会は、地域社会への貢献と奉仕活動の實踐に併せて、会員相互の理解と信頼を深め、啓発と親睦を図って生涯学習活動をすることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 地域活動
 - 2 学習活動
 - 3 鯨城会および他の区会との連携
- 第5条 本会の事務所は、会長宅に置く。
- 第6条 本会には会員の互選により次の役員を置く。
- 1) 会長 1名 本会を代表し会務を統括する。
 - 2) 副会長 2名 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 - 3) 書記 2名 各種会議の記録保管に当たる。
 - 4) 広報 3名 会誌の編集に当たる。
 - 5) 会計 2名 会計事務に当たる。
 - 6) 会計監査 2名 会計の監査に当たる。
 - 7) 運営委員 若干名 各種行事の企画、運営に当たる。
- 2 役員は鯨城学園卒業後原則として7年以内の者が当たる。
但し、会計監査はこの限りに非ず。
- 3 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 運営委員は他の役員と兼務することができる。
- 第7条 本会には顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が会員の中から委嘱し、会長の諮問に応じる。
- 第8条 本会には地域連絡員を置く。
- 2 地域連絡員は会長が、原則として役員の中から指名し、担当地域の会員に対する連絡業務に当たる。
- 第9条 本会の会議は、総会、役員会とする。
- 2 総会は、毎年4月に会長が招集して開催し、事業報告と決算、事業計画と予算、役員選出、その他重要事項を審議し、議決する。
 - 3 役員会は、必要に応じて会長が招集して開催する。
 - 4 各会議の議案は、出席人員の過半数の同意を以って議決する。
- 第10条 本会は別に定める規定に基づき同好会を設けることができる。

第11条 本会の経費は、入会金、年会費その他の収入を以って充てる。

- 2 入会金は2,000円とし、鯨城会が徴収して本会が受領する。
- 3 年会費は、鯨城会の会誌用会費を含めて1人1,500円とする。
- 4 各種行事の必要経費はその都度徴収する。

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 本会則の変更は、総会の議決を得なければならない。

付則 本規定は平成21年4月10日から制定施行する。

平成23年4月15日改定施行する。

平成27年4月3日改定施行する。

令和4年4月8日改定施行する。

令和5年4月7日改定施行する

中 鯨 城 会 同 好 会 規 定

1. 本同好会は、中鯨城会会則第10条の規定により、会員の知識の向上および健康の増進などに寄与する目的で設けるものである。
2. 本同好会を設立する場合、発起人は設立趣旨と活動の概要を書面で役員会に提出し、その承認を得るものとする。
3. 本同好会の構成人員は原則10名以上とする。
但し、役員会で発起人または幹事と相談の上、運営可能と判断した場合はそのかぎりでない。
4. 本同好会は、幹事を選出して自主的に最善な運営をするものとする。
5. 本同好会は部員名簿を年一度4月に役員会へ提出するものとする。
6. 本同好会は、必要な場合この規定に準拠して別に内規を設けることができる。
役員会に提出し、承認を得るものとする。

付則 平成21年4月10日制定施行

平成27年4月 3日改定

平成29年4月 7日改定